

「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制

—秋田・埼玉両県の比較レポート—

太田 富康

一 「府県史料」について

現在、本館では『埼玉県史料叢書』全二〇卷（予定）の編さん刊行を行っており、その第一―五卷には「府県史料」のうちの「埼玉県史料」を収録している。「府県史料」は、明治前期に政府が各府県に命じて維新以来の沿革等を主に編輯させたものである。

明治前期、政府は修史事業を重要政策として位置付け、明治五年（一九七二）太政官正院に歴史課を設置、修史事業を担当させた。翌六年には「歴史課事務章程」¹が示され、国史編輯の一環としての府県史編輯が専掌事務のひとつにあげられ、府県へは七年十一月の太政官達第一四七号により府県史の編輯が命じられた。その後十七年七月に、十八年度以降は政府（修史館）によって一括編輯することの方針が変更され、事業は各府県から修史館に引き継がれた。「埼玉県史料」をはじめとする「府県史料」は、この事業の所産である。

こうして各府県から進達された府県史の正本は、その後、内閣臨

「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制 — 秋田・埼玉両県の比較レポート —

時修史局、内閣記録局、内閣書記官室記録課と引き継がれ、公文書として保存されたが、大正三年（一九一四）に内閣文庫に移された。このとき、「〇〇県歴史」「〇〇県史」「〇〇県史稿」などと、各府県でまちまちであった名称に対し、「府県史料」の総称が付けられ、現在は国立公文書館でひろく閲覧に供されている。一方、各府県には副本が残されたと考えられるが、現在の伝存状況は各都道府県によつてまちまちとなっている²。埼玉県の場合、本館に収蔵されている県行政文書のなかに部分的に残されている。

この府県史の主たる対象は置府県以来の沿革であり、まず立庁から七年までの「部内政治ノ施設制度ノ沿革」をまとめ、以後、八年以降の「事蹟」も毎年同様に編輯していくこととされた³。この本編ともいえる主要部分は、大きく政治部、制度部及び附録に三分され、さらにそのなかに、県治、工業、学校、租法、職制、兵制、会計等の内容分類をたてるという構成が指示された⁴。そして、その各分類内は編年体となっている。

また、その記述は通史的に編輯者が新たに叙述するというもので

はなく、月日ごとにひとつひとつの事件を並べたものである。そして、そのひとつひとつにおいても編輯者の記述は綱文程度に押さえ、史料を原文のまま引用するというスタイルが基本的である。現代の自治体史でいえば、通史編というよりは資料編的である。そして、そこに引用・編輯された史料の大半は、その作成から数年と経ていない、同時代の公文書である。⁸⁾

二 調査の動機

この「府県史料」は、明治初期の基本史料としてひろく利用されているが、その性格や編輯過程、府県における副本の保存・利用といった基礎的な研究は意外になされていない。総合的なものとしては、福井保氏の「府県史料」の解題と内容細目⁹⁾があるが、各府県ごとの個別研究はけっして多いとはいえない。¹⁰⁾

しかし、それらの先行研究をみる限りでは、この編輯事業は公文書の編纂・保存を担ったセクション、あるいは、そこから分離した隣接のセクションで行われているようである。府県史の編輯が行われた明治七年から十八年という時代は、近代的な組織として出発した府県において、記録管理¹⁾・情報管理²⁾のシステムを模索し整備していく時期にもあたる。同一ないしは隣接のセクションで行われていた、公文書を選別し、分類配列するという府県史の編輯が、記録管理とのあいだで連環性や影響を全くもたなかったとは考えにくい。

今回、『埼玉県史料叢書』の編集作業を行ないながら、次のよう

な疑問や課題を感じるようになった。すなわち、

(一) 前述のような「府県史料」の内容・構成からみれば、これは現代公文書のなかから府県史にとって必要なものを評価選別し、「学校」「租法」などに分類し、検索を便とする綱文を付して配列したもの、という見方ができる。原文書ではない、公開が前提とされていない、という点を別にすれば、記録史料により現代を後世へ伝える、そのための評価選別と記録史料の情報管理、という面でアーカイブズと共通するものがあつたのではないか。

(二) 府県史の編輯は、単に「国史編輯」を目的とし、国に進達するためだけになされたのか。府県に残された副本が有効に活用されることはなかったのか。収録されている公文書が同時代のものであり、その多くが行政執行上の活性化状態にあることを考えると、府県に残された副本が、記録の情報管理にも利用されたのではないか。

(三) 埼玉県では、十七年度限りで府県による編輯を中止するという政府の方針変更後も、県単独で編輯事業を継続している。このことは、埼玉県が修史事業に意義を認め、熱心であったことを示しているようにみえる。また、この県史は十九年八月分までを編輯し、以降は同月に創刊された県公報誌である『埼玉県報』に引き継がせる、という方針が示されている。¹³⁾これは県史と県公報誌に、ある共通の役割が期待されていることを示して

いる。このように考えると、府県史は単に修史事業というだけでなく、(二)のような役割を担っていたとも考えられないわけでもない。もちろん、編輯の継続は他の様々な要因や状況、たとえば知事の意識等によると考える方が自然かもしれないが、いずれにしても、前記(一)・(二)のような観点を含め、記録管理セクションでの記録管理と様々な編輯事業の性格を見直してみる必要がないか。

*

以上のような疑問や課題を考えるためには、府県史編輯と記録管理及び他の編輯事業との関連や位置付け、政府からの編輯中止の指令に対する対応や副本の扱いなど、ひろく府県における記録管理・情報管理というなかで府県史編輯を見直してみる必要がある⁽¹⁵⁾。また、ひとり埼玉県だけの検討でなく、可能な限り多くの府県についての調査と比較検討が必要とされる。前述の疑問や課題は全くの的はずれである可能性も高いが、このような調査作業は記録史料の管理にあたる文書館にとって、無駄とはならないであろう。

幸い、昨平成八年、秋田県の明治期公文書を調査することができた。平成五年に開館した秋田県公文書館には、七三〇〇点余の明治期公文書が収蔵されている⁽¹⁶⁾。そのなかには、内閣文庫蔵「秋田県史料」の副本である「秋田県史稿」なども含まれている。今回の調査は、前述の疑問・課題に対しわずかでも考えを進めることを求めて行った。以下本稿は調査での結果をもとに、秋田県と埼玉県におけ

る府県史編輯期(明治七十八年)の記録管理と編輯事業につき、職制的な観点を中心に比較レポートするものである。最初に秋田県における記録管理と県史編輯の職制や方法につき、調査で知り得た限りを報告し、続いてそれとの比較を通して埼玉県のケースを改めて見直してみたい。

三 秋田・埼玉両県の府県史(「府県史料」)

秋田・埼玉両県における上記のような比較について報告するまえに、両県で編輯された府県史(「府県史料」)について紹介しておきたい⁽¹⁷⁾。

まず、「秋田県史料」はその表紙の記載から元来は「秋田県史稿」の名で編輯されたことがわかる。内閣文庫の正本は主に明治四年から十六年までの間のものが現在四二冊に編冊されている(これは内閣文庫で合冊しなおしたもので、秋田県が提出した際の冊数ではない)。これに対し、秋田県公文書館では四年から十五年までの間の副本四一冊を今回確認した⁽¹⁸⁾。これは明治期に編冊された形と考えられる。内閣文庫の正本に対し、公文書館の副本ではいくらかの欠本がみられる。

また、副本の表紙にはそれぞれ「明治九年十二月第七百七拾六号ニテ修史局へ贈翰ノ別冊」というように進達の記録が記されており、秋田県では「歴史編輯例則」第一則に該当する置県から七年までの分を八年十二月に進達、以後、第八則に従い一年分ができる⁽¹⁹⁾

収録年	進達年月	史料番号
4～7	8年12月	1～5
8	9年12月	6～8
9	11年3月	9～10
10	12年5月	11～15
11	13年4月	16～20
12	14年5月	21～24
13	15年6月	25～27
14	16年11月	28～31
15	18年12月	32～39
16	—	40～41

表「秋田県史料」進達年月

史料番号は内閣文庫本のもの。表にない史料番号42は「次編」と題され、明治4～7年分の補遺といえるものである。

とに進達したことがわかる。その進達年月は右表のとおりである。各年分が翌年ないしは翌々年に進達されており、迅速かつ定期性をもち得た編輯体制であったことが窺われる。

これに対し、「埼玉県史料」は、現在内閣文庫の正本は四五冊に編冊されている。本館に収蔵されている副本は欠本が多い。現在、一六冊に合冊製本されている。ただし、前述のように十八年以降、県単独で編輯事業を継続したため、国に進達されず県にのみ残された分がある点、秋田県をはじめ他府県に比しての特徴といえる。現在本館に残されているなかでは、「政治部 褒賞」十三～十七年、「政治部 賑恤」十三～十五年、「政治部 騷擾」十三～十五年、「制度部 租法」十三～十七年、「制度部 刑法」十三～十四年、「制度部 禁令」十三～十六年がこれにあたる¹⁹⁾。その編輯や進達の状況を知る史料としては「史誌編輯沿革 草稿」²⁰⁾が残されている。これによると、最初の進達は八年十一月で、埼玉

県置県以前の旧県（忍・岩槻・大宮・浦和県）の沿革（歴史編輯例則）第二・三則に該当）一四冊であった。ついで十年八月、四年

の立庁から七年までの沿革（同第一則に該当）二四冊を第一輯として進達している。その後は、秋田県が一年分ごとに進達していったのに対し、埼玉県は八～十二年分を第二輯としてまとめて編輯した。その進達は、府県での編輯中止が達せられた後の十七年十二月で、その時点で編輯がすんでいた三四冊が提出された。また、第二輯に続く第三輯の編輯も始められていたが、十八年九月の修史館への稿本・資料類引き継ぎの際に提出されたのは三冊にすぎなかった。このとき、同時に編輯の遅れていた第二輯二冊と第五輯に基づく稿本・史料類も引き継がれている²¹⁾。

その後県単独で継続された編輯事業の結果、二十二年十一月に十七年分までを脱稿したと、二十二年の「知事更迭事務引継書」中に記されている²²⁾。また、三十二年の「知事官房及内務部第一種文書目録」²³⁾には、

自同八年至同十二年	同	埼玉県史	二十一冊
同十三年	同		卅三冊
同十四年	同		廿二冊
同十五年	同		十九冊
同十六年	同		廿二冊
同十七年	同		廿一冊

とあり、十三年以降は単年ごとにまとめられたことがわかるとともに、それぞれが一九〇二冊という同程度の冊数であることは、十七年分までが完成・脱稿したという「知事更迭事務引継書」の記述を裏付けていると思われる。また、同事務引継書には「明治十八年ヨリ十九年八月県報発布マテノ分ハ来二十四年九月マテニ脱稿シ、以テ其編纂ヲ了シ」とあるが、十八・十九年分の存在は確認しえない。なお、昭和五年に埼玉県史編纂事務局が作成した「自明治元年至同二十八年 第一種文書総目録（部外之部）」²⁶でも、その冊数は前記明治三十二年と一致しており、十八・十九年分は記載されていない。仮にその編輯が十七年までであったとしても、政府に進達された四〇十二年及び十三年以降の一部分が五七冊であるのに対し、県単独で行われ進達されなかった冊数は一〇三冊にのぼることになる。

なお、編輯時の原名は、現在、正本・副本ともに表紙への記載がなくはつきりしない。正本・副本ともに残されている「県史稿第二輯例言并目次」という史料の、その表題からは「埼玉県史稿」という原名が想定される一方、前述のように明治三十二年の目録には「埼玉県史」とあり、昭和五年の目録は「埼玉県歴史」としている。

四 秋田県における記録管理と県史編輯の職制²⁶

(一)「公文書類到達ヨリ編輯済マテ各課交渉ノ手続」

今回調査したなかで、秋田県の職制中に記録管理の職掌が判明す

る最も古いものは明治六年八月の「秋田県職務章程」で、「第十二条 庶務課 第五節 学務掛」のうちに「県庁施行ノ諸件ヲ編輯スルヲ掌ル」とあるものであった。²⁷「秋田県職務章程」は八年一月に改正されたが、引き続き庶務課学務掛に「編輯ノ事」とあり、また、各課におかれた調査掛には「諸布達本課関係ノ事件其本書一部ハ必ス編入セシメ庁中回覧ノ類無洩謄写セシムル」との分掌が課せられた。また、文書の処理については、庶務課庶務掛が「官省進達府県往復等ノ文書ヲ浄書シ官員及ヒ四民願何届等ヲ受付其主任アルハ之ヲ授与スル」ことを掌った。²⁸

前述のように、この間の七年十一月に府県史編輯を命ずる太政官達が出されたわけであるが、この八年一月の改正では、学務掛の職掌「編輯ノ事」に変化があるのかどうか、はつきりしない。また、翌二月三日に「公文書類到達ヨリ編輯済マテ各課交渉ノ手続」が定められた。²⁹これによれば、各所より到達した公文書類は、各担当課に付される前に庶務課の編輯主任に回され、その件名が帳簿に記載される。各課各掛において処分が終了すると、その本書は再び編輯主任に付され書写された後、該掛に返付される、という流れが定められている。すなわち、公文書類原本は各担当課に戻されるが、写本によって庶務課編輯主任のもとに集まる、という記録の情報集中システムがみられるが、ここでも府県史編輯に関する記述はない。

県史の編輯が庶務課学務掛の事業として現れるのは、同年四月十五日、学務掛で国史（府県史）編輯を行うので、「立庁以来ノ書類入

用二候間、同掛ヨリ通知致候節ハ取纏メ可差出候」という、権令から各課に出された庁中達である。³²⁾

また、この直前の四月八日、太政官達第五三号により「県治条例」が改正され、庶務課から学務課を独立させることとされた。秋田県でもこれを受け、五月十日に「学務課区分分掌」が定められ、編輯掛が設置されたが、その分掌は「国史・地誌ヲ編輯シ、庁中日々ノ事件無洩記録シ、且ツ臨時編書ノ業・雜報刊行并ニ諸出版類ノ事」とされた。³³⁾編輯・記録・出版と、まさに紙を媒体とした当時の情報の管理を担うセクションの観がある。

ただし、この職掌が学務課におかれたのはわずかの期間で終わり、八月十七日に編輯掛は学務課から庶務課に移されている。³⁴⁾従来、教育とともに記録事業は学務担当セクションで担われてきたが、学務課として庶務課から独立することにより、文書処理業務と記録管理業務が引き離されることは、分掌として無理があったのかもしれない。もちろん、教育事業の業務量増大が、課の独立そのものの前提にあるが、以後、文書処理・記録管理・県史編輯は、庶務系統の同一の課で担われることになる。

(二)「秋田県庁書類編輯取扱規則」

この明治八年という年は記録管理・県史編輯の規程・体制の整備にとって重要な年であった。編輯掛の庶務課移管後の十月四日、「諸官省達ヲ始本県決議其他一切ノ書類共施行済之上ハ、日誌編纂ノ為渾テ編輯掛ヘ送附致来候処、当分不及其儀候条、各課各掛ニ於

テ直ニ編冊方取計錯乱無之様可致置」という庁中達がだされた。³⁵⁾これは、編輯掛への記録情報の集中という点からは後退のように思われるが、続く十七日には、権令から各課・警察掛に対し「諸課各掛事務取扱ノ原稿ヲ以テ直ニ本県ノ記録ト致候儀ニ有之候処、諸務原稿塗抹傍書等有之候テハ不体裁二候条、自今各掛ニ於テ前件錯雜ノ記載方無之様注意可致候事」と達せられた。³⁶⁾このふたつの庁中達は、秋田県では従来編輯掛が写により記録を管理していたのをやめ、原本そのものを記録とするという転換を示していると思われる。

さらに、その記録原本を記録担当セクションに集中させる段階へと進む。「県治条例」が廃されて「府県職制並事務章程」が制定された(太政官達第二〇三号)のを受け、十二月二十七日この年三度目の「秋田県職務章程」の改正が行われ、庶務課が第一課と番号制の名称に改称されるとともに、編輯掛にかえて記録掛が置かれた。その職掌は「庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵シ、併セテ国史地誌編纂ノ事ヲ掌ル」(第一四条第四節)とされた。一方、一切の文書の受付、官省進達・府県往復・管内布達という文書処理は受付掛が職掌した(同第五節)。³⁷⁾なお、この職務章程は翌九年六月に廃され、新たに「秋田県分課職制」が制定されたが、記録・受付両掛の分掌に変更はない。³⁸⁾

また、職務章程の改正・記録掛の設置に伴うと思われる「秋田県庁書類編輯取扱規則」が定められた。全一五条により本格的に県庁での記録管理が規定された。³⁹⁾

・庁中凡百ノ公文細大ヲ論セス其原書ハ必ス遺漏ナク記録掛ニ付シ、永ク府庫ニ蔵シテ保存スルモノトス（第一条）

・官省ヨリ本県限リノ達書ハ受付掛ヨリ記録掛ニ送付シ、記録掛ニ於テ謄写シ之ヲ受付係ニ付シ、原書ハ到達ノ順序ヲ以テ編綴、別簿トナシ置クヘシ（第五条）

・各掛日々事務取扱ノ書類、結局ニ至レハ每件其首尾ヲ全フシ、若シ其事面語上ノミニテ書類中ニ於テ求ムヘキ無キモノアラハ其訳ヲ記シ検印ノ上記録掛ニ付スヘシ

但シ記録掛ニ於テハ之ヲ通覧シテ、其首尾全備セザルモノアレハ直チニ其掛ニ督責スベシ（第七条）

という条文から、基本的に県の公文書は記録掛によって整理保存される体制がとられたことがわかる。編輯掛への送付は「当分不及其儀」という前述の措置は、わずかの期間で終わり、さらに進んだ記録管理の体制が規定されたわけである。これによれば、一枚限りの官省布達や秋田県限りの達書は、原本は記録掛におかれ担当課掛には写が渡されている。また、各課掛の処理文書は事務完結ごとに記録掛に引き継がれることになっている。編冊段階からその管理が記録掛で集中的に担われるわけである。その編冊の種別は、

① 官省からの布告・布達・達及び日誌・報告その他頒布された諸般の刊本は、それぞれに簿冊をわけける。編綴は事類にかかわらずすべて番号順（第二条）。

② 秋田県限りへの達書はこれだけで別簿冊とする。編綴は到達

順（第五条）。

③ 秋田県触示達書等、刊行したものはそれぞれに簿冊を分ける。編綴は番号順（第六条）。

④ 各掛事務取扱の書類は事務簿を部類ごとにわけ、類従編纂し、従来の検閲の便を旨とする（第八条）。

というように、大きく、官省からの一般的令達、秋田県単独への令達、秋田県から管内への令達、各掛の事務取扱の書類にわけられ、そのなかでさらに簿冊をわけけるかたちであったことがわかる。

しかし、この編冊だけでは利用に不便をきたすことを予想し、この規則では検索・利用を便にするための記録情報の処理も規定している。すなわち、

① 簿冊の巻端に界紙を添え、一件ごとに番号・事目を標記、検索の便とする（第一四條）。

② 添削・改訂等のあつた公布類については、もとの文書に溯つて朱書し、その沿革をつまびらかにする（第二條）。

③ 一事にして各掛に關涉するものは発端の掛の簿冊に編綴し、關涉する他掛の簿冊には標目のみを掲記、編綴されている簿冊を注記する（第九條）。

④ 官省上申を経たものは申牒と指令だけを謄写編綴して別簿とし、原文書の編綴簿冊を注記することにより、要旨の点検の便とする（第一一條）。

⑤ 本県中の規則を成すものは、部類別に纂輯し一目でその首尾

を瞭然たらしめ、急ぎの照査の便とする（第一二条）。

というものである。

この規則にはとくに「県史編輯」の言葉はみえず、それが直接の目的とはされていない。しかし、このような記録掛による集中的かつ効率的な記録管理・情報管理の規程が県史編輯開始期に整備されたことは事実であり、県史編輯事業は、このような記録管理を前提として、同掛内で進展したといえる。

また、注目すべきもうひとつの点として、前記第七条の「若シ其事面語上ノミニテ書類中ニ於テ求ムヘキ無キモノアラハ其訳ヲ記シ」という作業である。事務執行はすべて文書によって行われるわけではなく、面談・口頭のみによって進められる部分もある。ひとつの事件が完結し、文書を整理してみた際、この文書なしで進められた部分がなくては事件が理解できない場合、その理由を記録化して、事件全体がその一件文書で伝わるように補完するということがある。「事件処理の結果残された文書を伝える」のではなく、「文書記録によって事件処理の事実を伝える」、という姿勢がそこにはみてとれる。

(三) 明治八年の考課状概略

このように、明治八年は記録管理システムの転換・整備された年であり、また、県史編輯が本格的に開始され年末には最初の進達（一冊）がなされた年であったが、その一年の事業を庶務課自身によって総括した史料「考課状概略」が残されている。そこには、編輯

掛の事業成果が次のように記されている。³⁸

当掛ノ事業タル、本年一月中新ニ定メラル、処ノ編輯規則ヲ以テ、同月中ヨリ各課日々ノ事務施設上ノ条件、官省公布類及ヒ本県触示等ノ類、事ノ細大軽重ヲ沙汰シ将来ニ関涉スルト否ラサルヲ扱ミ、或ハ各課ニ交渉スル等ノモノハ事ノ主客ヲ以テ記取ノ詳略ヲ分チ、每件謄写清書シ各課部目ヲ立テ逐次纂集シテ以テ九月中ニ至ル、其既済ノ冊数左ノ如シ

秋田県庁日誌

（中略）

合四十九冊

（中略）

一 国史編輯セラル、ニ付当県史稿調成差出スヘキノ旨正院ヨリ達書アリト雖モ、右編輯ノ条例了解ナラサル件々數十ヶ条アリ、就テ西宮藤長命ヲ蒙リ七月中登京ノ上修史局伺ヲ経、八月帰県ノ上右編輯一掛中力ヲ協セテ着手セルト雖モ、書類各課各掛ニ散在事跡前後錯乱スルモノ多シ、就テ之ヲ条例附標ニ照シ其本末ヲ全シテ繁ヲ去リ、要ヲ撮シ事実明晰ナラシム、然ルニ六年八月中県庁祝融ノ災ニ罹リ諸帳簿多ク烏有トナルヲ以テ、其以前二係ルモノ事務施設ノ踪跡ヲ尋ヌヘキナシ、或ハ之ヲ旧官二問ヒ又ハ民間ヲ搜索シテ私録手記等ニ就キ、其端緒ヲ求テ其源由ニ溯リ、事ノ吻合スヘキヲ結局シ其疑シキハ闕如シ終ニ若干卷ノ稿本ヲ作り、本月廿七日修史局ニ進達セリ、右冊数左ノ如シ

(中略)

合二十一冊

(以下略)

ここに記されているように、明治四〜七年分の県史編輯では、県庁火災があつたこともあり、史料の散逸・錯乱が甚だしく、非常な苦勞を強いられたようである。管理の如何によつては、わずか三、四年のうちに文書は散逸し、事実を明らかにすることが困難になることが如実に示されている。

しかし、その一方でこの年の文書は「本年一月中新二定メラル、処ノ編輯規則」により、九月までは「事ノ細大輕重ヲ沙汰シ将来ニ関涉スルト否ヲサルヲ扱ミ」という評価選別のうえ、謄写清書がなされ部目を立てて纂輯されていつている。この「本年一月中新二定メラル、処ノ編輯規則」は一月の「秋田県職務章程」改正にともなうと思われる前述二月三日の「公文書類到達ヨリ編輯マテ各課交渉ノ手續」を指すのではないかと思われる。そして、十月四日に謄写清書のための編輯掛への送付をとどめ、原本を記録とする方針が同月十七日に示される。そして、十二月末の記録掛設置、「秋田県庁書類編輯取扱規則」により「庁中凡百ノ公文細大ヲ論セス其原書」を記録掛に集中させ、「永ク庁庫ニ藏シテ保存スル」(同規則第一条)という原文書による記録の集中管理の体制が整つた。

これを府県史編輯からみれば、同じ記録掛のなか、直接の「県史稿」編輯の一方ですでにその年の編輯の材料が整えられていく、ということであり、このような記録管理システムが、各年の「県史稿」が翌年ないしは翌々年には確実に進達される、という実績を支えていたといえるのかもしれない。この体制は、「秋田県史稿」の編輯が終わり、「文書取扱規程」(令官房往復文書編纂細則)が制定され、文書の保存年限等が定められる明治十九年まで、基本的に続くことになる。

(四) 九〜十七年

その後、十七年七月に府県による編輯中止が達せられるまで、同一掛による記録管理と県史編輯、というこの職制が大きく変わることはなかつたようである。すなわち、翌九年七月には「第一課分掛処務規定」が定められ、記録掛中に記録主任・国史地誌主任の分掌が示されているが、このうち記録主任に記されている内容は、「各簿冊其目錄ヲ製シ置キ後來紛乱ノ憂ナキヲ要ス」などの増補もみられるが、基本的には前述の「秋田県庁書類編輯取扱規則」とほぼ同様の内容である。^⑩ 十一年十二月の「秋田県分課職制」改定では、庶務課記録掛の分掌として「国史地誌編纂ノ事、政表調整ノ事、文書編輯保存ノ事」があげられている。^⑪ 続く十四年九月の「各課署職制並事務章程」改正、十五年二月の「各課職制並事務章程」改正でも記録掛の記録管理・県史編輯という職掌は変わらない。

明治十六年二月、記録掛の職掌のうち国史・共武政表編輯及び租

税課地理掛の地誌編輯の事業を合わせ、整理課史誌編輯掛が設置された。⁽⁴³⁾ 史誌編輯掛では、「国史・地誌編輯二関スル事務ヲ調理」することを専掌したが、この体制はわずかしが続き、六月十二日の「各課職制並事務章程」廃止・「秋田県事務章程」制定により、新設の庶務課文書掛に記録管理と県史編輯は再び統合される。⁽⁴⁴⁾ これを受けて同月十六日に仮制定された「庶務規程」では庶務課文書掛の分掌の第一部に「史誌及県治統計表編輯ノ事務」「文書編輯圖書保存等ニ関スル事務」のふたつがあげられている。また、その第二部には文書の收受・浄書・送達等の文書処理業務があげられている。この文書掛は、文書処理から記録管理・県史等の編輯までがひとつの掛にまとめられ、「記録」「編輯」ではなく「文書」を冠した掛として誕生したものである。県史編輯中止の達は、この職制のもとで受けとられた。

この間、実際の記録管理の運営はどうであったか、は今回の調査では十分に窺い知ることはできなかった。しかし、十年一月十五日には、各課所に対し「各課所事務取扱済之書類、無洩記録掛江送付シ編綴保存セシムルハ専ラ水火災ノ患ヲ予防スル為ニアレハ、各部ノ事務簿同掛ヨリ借覧点検スルモ其日限り返却可致筈」のところ、数日も借り出したままのものがあるのでそのようなことのないように、と達せられている。⁽⁴⁵⁾ また、十六年一月十五日には、「事務取扱書類、結局次第無遺漏庶務課記録掛へ回送可致旨、明治十一年中相達、其後十三年中件銘簿記載方相達候上ハ、既済次第其時々回送可

致筈之処、中ニハ結局後数月間モ経テ数十件一時ニ送附之向モ有之哉ニ相聞得、夫レカ為編輯上錯雜之患ヲ来タス而已ナラス自然參考之不便ヲ醸成候ニ付、尔後右等之義無之様篤ク注意シ、若シ引送未済之分有之候ハ、本月廿日迄悉皆回送可致、此旨相達候也」と各課署に達せられている。⁽⁴⁶⁾ 一事件完結ごとに一括文書を記録掛に送付し、記録掛で編冊をする、というシステムが必ずしもスムーズには動いていないことが窺われる。また、記録掛での集中管理に対し、必要とする関係簿冊を各課が長期に借り出してしまい、整理保存上の問題となっていることもわかる。

しかし、それでもこの間、記録掛が編冊までも含めた一貫した集中管理を行う、という職制が維持されていたことがわかる。十六年九月には、これまで原文書を主務課署に配布してきた他府県からの回章も、文書掛において写を作成してこれを配布するように改めており、さらに集中強化の動きが感じられる。⁽⁴⁷⁾ そして、この間、「秋田県史稿」はその年の分が翌年ないしは翌々年に進達されるといふ、定期性を維持し続けている。

(五) 十八年度以降

十七年度限りで府県による編輯をやめ、修史館で一括編輯するという政府の方針転換により、十八年度からは編輯費の下付も停止された。当時、年度は七月から翌年六月までであるから、府県での編輯は十八年六月で打ち切られたことになるが、秋田県ではこれにどう対応したであろうか。

十七年度末にあたる十八年六月二十七日、「秋田県事務章程」が改正され、さらに九月十二日、部掛の改称・整理が行われたが、文書掛は「庶務課 第四部 文書掛」という位置付けで存続した。この際に各課の処務規程が改定されたと思われるが、その詳細は不明であり、この時点で県史編輯事業が除かれたかどうかは、今回の調査では確認できなかった。

続く十九年四月八日の事務章程及び各課事務規程改定により、新たに令官房が設けられ、また、庶務課は庶務部・会務部・統計部という三部体制に改められた。令官房には往復部がおかれ、文書処理とともに「文書編纂図書保存等二関スル事務ヲ掌理ノ事」とされた。

一方、県史編輯について注目されるのは、庶務課統計部の分掌で、その原議文書では「県治統計表調製」「庁中理事年表調整」「各郡概表採集」の後に「史誌編纂ノ事」が一旦記された後、朱線で削除されていることである。「県史稿」十五年分の修史館への進達が十八年十二月であることをあわせ考えると、文書掛での史誌編輯事業は十八年六月及び九月の改定では削除されず、十九年四月の改定まで続いたのではないかと想定される。十九年四月の原議文書からは、さらに継続を考えて起案されたが、回議の中で削除された、という可能性も考えられるが、原議文書の修正は単なる誤記修正であり、もともと残務処理としての短期延長であったのかもしれない、定かではない。

この改正は二月二十五日に元老院議官から赴任した青山貞新県令

のもとでなされたが、あわせて五月一日より「文書取扱規程」を施行、六月一日には「令官房往復部文書編纂細則」が定められ、新たに次のような保存年限が規定された。

- 甲 永 保 存 事件ノ重要ニシテ降来ノ参照ヲ要スルモノ
- 乙 五ヶ年保存 一時要用ナルモ降来ニ関係少キモノ
- 丙 三ヶ年保存 瑣末ノ条件ニシテ降来ニ参照セサルモノ

また、七月二十日の地方官官制公布をさみ、九月八日に「秋田県処務細則」が制定された。同細則は、従来に分課組織、分課章程等の他、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂など九章から成る詳細なものとなった。文書処理、記録管理は新設された第一部文書課が担った。その主な分掌は、「諸文書ノ收受送達」「諸令達ノ編輯」「法律規則并二指令ノ類纂編輯」「本庁現行規則ノ編製」「県政ニ関スル旧記古文書ノ蒐輯」「文庫及庁中一切ノ図書記録(他課常用ノモノヲ除ク)ノ管守」「管内統計表ノ調整」などで、「現行」から「記録」「旧記古文書」まで、また「法律規則」「統計」と、広範囲の情報を文書・記録・図書・統計表等といった媒体で処理・管理している。その具体的な方法は、前述の文書收受、文書編纂といった章で詳述されている。さらに、二十年六月二十八日には「文書編纂及保存規則」が制定される。組織的には、文書課は二十二年三月二十八日の「秋田県処務細則」改正によってなくなり、文書処理・記録管理は庶務課に移されることになるが、概ね分掌は変わらず、記録管理に関しては「諸文書ノ編纂及整理ニ関スル事」「旧記古文書ノ蒐

集及保存ニ関スル事」「文庫及庁中一切ノ図書（他課常用ノモノヲ除ク）記録ノ管守ニ関スル事」がみえる。また、五月十五日に創刊される「秋田県報」も庶務課の分掌とされた。

このように、地方官官制公布をささみ、新任の青山県令（知事）のもとで、保存年限の導入を始め、急速に文書処理・記録管理のシステムが詳細に規定・整備された。そして、その流れのなかで県史編輯は終了したと思われる。

五 埼玉県における記録管理と県史編輯の職制

次に、今回の調査で知り得た以上の秋田県のケースと比較しながら、埼玉県の場合を見直してみたい。

（一）十七年度まで

埼玉県では、明治七年一月に庶務課事務章程が定められ、常務及び戸籍等の四掛がおかれた^⑤。常務に文書処理と「書籍」管理の分掌はみられるが、簿冊は各課掛で管掌されており、とくに集中的な記録管理に関する分掌はみえない。ついで、同年十月にその分掌が更生され、分掌は七科にわけられたが、そのうちの第五科に「編輯浄書及触達并蔵書簿冊ヲ管ス」の職掌がみられる^⑥。十一月の府県史編輯の達に対し、埼玉県ではこれをこの第五科の所掌とし、太政官正院歴史課に歴史編輯担任として中属大場雄次郎・十四等出仕宍戸逸郎を報告している^⑦。学務事業をも同じ掛で担ったか否かの点は異なるが、県史編輯が従来記録管理を担っていた分掌に付せられた点で

は、秋田県と共通する。

さらに翌八年八月、庶務課分掌が改正された^⑧。この改正を伝える文書には、改正されたと思われる分掌のみが記されており、第五科は記されていない。しかし、改正された「第一科 簿書」の分掌事務に「一 文書ヲ整理スルコトヲ管掌ス」「四 公布及ヒ本県論達ノコトヲ管掌ス」「十二 蔵書ヲ管ス」があり、また、浄書も分科の浄書掛がおかれている。七年十月段階での分掌のうち、文書処理・記録管理に関するかなりの部分が第一科に移され、第五科はこの間に命じられた県史及び皇国地誌（八年六月の公達により第五科で担当）の編輯により比重をおいた体制をとったものと思われる。

続く翌九年一月二十四日に制定された「第一課事務章程」^⑨（八年十二月に課の名称は番号制に改められ、庶務課は第一課と改称された）^⑩では、「第一分掌 記録等ノ事務」「第四分掌 編輯ノ事務」「第五分掌 受付往復ノ事務」と、記録管理、史誌編輯、文書処理がはっきりと分離されている。具体的な「処務順序」は四月十四日に定められたが、「第二項 第一分掌ノ事務」の「第十一款 図書保存ノ事」で次の六条を規定している。

第一条 官省達書及上申ノ書并管下布達ノ書ハ県庁簿冊ニ編入シテ永久保存ノ法ヲ設ク

第二条 県庁簿冊及蔵書ヲ庁員借受クルトキハ証書ヲ徴シ図書出入帳ニ登記シ借出ス、課長検印ス

第三条 蔵書ハ毎月十五日ニ還入シ毎月十五日ニ借出ス、但公事

ニヨツテ借出スルハ此限ニアラス

聚ス

第四条 県庁簿冊ノ借出ハ総テ公事ニヨルヲ以テ出入ノ定日ナシ

トス

第五条 一件書類及探索書・張訴・投訴等ハ封緘ノ上事目ヲ記シ

テ貯藏ス

第六条 図書銘目簿ヲ造リ題名・年号等ヲ記シ蔵書ハ只題、冊数ノ名ヲミテ記

増ス毎二之ニ登記シ散佚ナカラシム

なお、この第一分掌は、九月二十八日に掛が定められ、分担がより明確になる。⁶⁶ すなわち、検査掛（課中一切ノ文書ヲ検査シ及ヒ区戸長任免ノ事）、常務掛（一切ノ常務）、布達掛（布達ノ事）、文案掛（諸公文ヲ草シ及ヒ訂正ス）、浄書掛（諸公文ヲ浄書ス）、図書掛（記録ノ整頓出入ノ事）の七掛である。

一方、「第五項 第四分掌ノ事務」の「第十八款 編集ノ事」では次の五条をあげている。

第一条 官省ノ制規ニ拠リ地誌・村誌等ヲ編纂シ、上司ノ批允ヲ

経テ主務ノ官省ニ開申ス、其文書ハ官省進達録ニ編入ス、

地誌・村誌ハ製冊貯藏ス

第二条 官省ノ規則ニヨリ県内ノ政表ヲ調製シ、上司ノ批允ヲ経

テ主務ノ官省ニ開申ス、其文書ハ官省進達録ニ編入ス

第三条 県治表ヲ調製シ上司ノ批允ヲ経テ印刷等ノ手順ヲナス、

其文書ハ編集記録ニ編入ス

第四条 官省ノ達及ヒ管内ノ布達等其規則トナルヘキ条ヲ編纂類

第五条 県庁日誌ヲ編集ス

県史の編輯は第一条の「地誌村誌等」に入るものかと思われる。原文書による記録管理は基本的に第一分掌に任せ、第四分掌ではその記録が持つ情報を様々な編集物に処理する、という業務を専掌したという感がある。しかし、この事業は第一分掌との緊密な連携が必要と考えられるが、県史編輯当初からの担当吏員である大庭雄次郎が同年九月に第一分掌の兼務を命じられ、「全ク兼務ニ従事ス」とされたのは、⁶⁷ このような関係もあつたためではないかと推測される。

しかし、翌十年一月二十二日に第一課各分掌の更定が行われ、本課及び第一ノ四分掌という組織になり、本課の分掌が「常務・編輯・浄書・図書ノ事」とされ、再び記録管理と編輯の業務は同一の分掌で担われることになった。十三年五月二十九日、庶務課の分掌は本務及び七掛とされたが、そのうちに記録掛が置かれ、「記録保存・史誌編輯・浄書等ノ事」を掌つた。⁶⁸ さらに、十四年十二月には記録掛を廃して史誌編輯掛を設置、「全ク史誌編修ノミニ従事」することになった。⁶⁹ 十六年五月の庶務課事務章程改正では、本務及び三掛がおかれたが、そのうち本務に「県庁ノ簿冊ヲ管理スル事」「県庁ノ日誌ヲ採輯スル事」「県治統計表ヲ調製スル事」がみえ、引き続き史誌編輯掛は「県史及地誌ヲ編輯スル事」のみを専掌している。埼玉県では、この職制の際に十七年七月の府県による編輯中止の太政官達を受けている。

翌十八年一月、庶務課中の掛廃置と事務章程更定が行われ、新設の常務掛に記録部が置かれ、「県庁日誌ヲ編纂スル事」「県庁ノ簿冊ヲ管理スル事」といった記録管理を分掌する一方、史誌編輯掛は引き続き「県史及地誌ヲ編輯スル事」を専掌している。²²⁾

十七年度の終わる六月、史誌編輯掛の四名に慰労金が下賜され、掛は廃止、記録掛が新設された。その分掌は「県史ヲ編輯スル事」「本県布達達ヲ編纂スル事」「統計ノ事務ヲ管掌スル事」「県庁ノ図書及簿冊ヲ管理スル事」とされた。²³⁾ 記録管理とその記録を使つての編輯・編纂業務を一掛で担う体制であり、ここで「国史地誌編輯」にかわり「県史編輯」が継続されることになる。

このように、秋田県がほんの一時期整理課史誌編輯掛を置いた以外は、終始記録管理と同一の分掌で県史編輯が行われたのに対し、埼玉県では、編輯事業が記録管理から独立した分掌で担われている時期が比較的長い。これは、秋田県が一年分ごとに進達したのに対し、埼玉県では四年の置県から七年までの分を第一輯として十年に進達した後は、八十二年分を第二輯として一括して編輯、その進達も十七年十二月となったという編輯方法の違いとも連関している。前述のように、秋田県の定期的な進達は、その記録管理システムに支えられてのものであったと考えられるが、次にこの時期の埼玉県の記録管理の方法をみてみたい。

八年八月、「各課簿冊」とは別に調製・整理・保存されるべき「県庁簿冊」として、官省の布告・布達・達・日誌の編冊や指令録、埼

玉県の論達録などの二七類が定められた。²⁴⁾ 翌九月、「簿書科事務順序小目」が決められた。²⁵⁾ そのなかから「県庁簿冊」に関する条項を拾い出すと次のようである。

- 一 活版ニアラサル諸達ハ写ヲ調ヘ主任課ニ廻送シ、本書ハ県庁簿冊ニ編入スヘシ
 - 一 活版布告布達等一通ハ県庁簿冊ニ編入シ、一通ハ簿書科取計ノ手続ヲナシ然ル後巡達スヘシ(下略)
 - 一 官省進達ハ写ヲ調ヘ県庁簿冊ニ編入スヘシ
 - 一 下付ノ指令文ハ朱字ヲ以テ進達録ニ登記シ、本紙ハ県庁簿冊ニ編入スヘシ
 - 一 各区申牒ノ文書及大冊ノ調書等ハ朱字ヲ以テ進達録ト同番号ヲ附シ附録ニ綴入スヘシ
 - 一 本県触達告諭ハ経何ノ上写ヲ調ヘ往復掛ニ付シ印刷頒布ノ手順ヲナサシメ、且本県論達録ニ編入シ経何文ハ経何録ニ編入ス
- 続く九年四月の「第一課処務順序」²⁶⁾においても同様に「官省達書及上申ノ書并管下布達ノ書」を「県庁簿冊」として編入・永久保存することが定められている。これらの記録は県にとつて最も重要なものであり、かつ、県庁全体にかかわるものとして集中管理されているのは秋田県と共通しているが、秋田県のように「各課掛日々事務取扱ノ書類」までは「県庁簿冊」の対象とはしておらず、「各課簿冊」として各課掛の所掌に任されていたようである。さらに、「上申指令裁下ノ文書」も十四年九月には主務の課署における保存

とされ、庶務課へは「記録採集」のため写を以て通報することに改められた。⁽⁷⁶⁾

このようにして「県庁簿冊」として保存される対象には動きがみられるが、十八年八月庶務課常務掛から新設された記録掛に「県庁簿冊」の管理事務が引き継がれた際、「県庁簿冊」「県庁図書」「各課掛簿冊」の種類・区別が次のように定められた。⁽⁷⁷⁾

県庁簿冊ノ種類

- 一 太政官布告・達・布達(印刷) 編冊
- 一 官報
- 一 諸省布達・達(印刷) 編冊
- 一 官省諸達(写字所謂書キ達シ) 編冊
- 一 太政官布告・布達・達全書(刊本) 附日誌
- 一 諸省布達・達全書(前二同シ) 附日誌
- 一 県庁布達・達編冊 附日誌
- 一 官省指令編冊
- 一 一件記録 例へハ御巡幸一件記録或ハ巡察使ニ録申シタル控或ハ災害ニ罹ル貧民へ救助一件ノ類
- 一 管地分合ニ掛リ旧県々ヨリ引継書類
- 一 庶務課中各係ノ保管ニ属セサル記録 例へハ上司達録・事務章程・経何録ノ如キモノ、就中経何録ヲ毎掛ニ於テ編綴セシモノハ該掛ノ保存タルベシ
- 一 各課ノ保管ニ属セザル書類

「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制 ― 秋田・埼玉両県の比較レポート ―

県庁図書ノ種類

- 一 官省ノ撰著ニシテ須臾セラレタル書籍 例へハ明治史要・地誌提要・政表・年鑑・法例彙纂・地方沿革略譜
 - 一 私撰ニ係ルト雖トモ施治ノ参考ニ購買ナリタル書籍 例へハ福惠全書・仏蘭西法律書・治罪要録・日本野史・国郡図ノ如キモノ
 - 一 文部省ヨリ配賦ノ書籍 百科全書ノ類
 - 一 博聞社ヨリ献本及管民ノ自著納本類
 - 右ニ掲載スル簿冊図書類ヲ記録掛ニ於テ管理保存スルモノトス
 - 各掛ノ保存概略
 - 一 官省申牒府県移文及郡役所其他ニ往復スル書類 但、年序ヲ経既ニ参照ニ供用ナキ分ハ査定シテ之ヲ装釘シ、記録掛ニ交附シ始テ県庁簿冊ニ入ルモノトス
 - 一 総テ各掛ノ記録類ハ前条ノ但書ニ依拠スベシ
 - 一 事務参考ノ為メ購買シタル書籍 例へハ官令全報ハ内記掛ニ、出版例纂ハ常務掛ニ管理スルノ類
- 埼玉県では、各課掛の文書原本は集中管理されることなく、年を経て各課掛で参照の用がなくなった時点ではじめて記録掛に引き継がれるものとされており、あいまいなものとなっている。そのため、県史編輯のために史料は「県庁簿冊」に当初から設定されているものを除き、各課掛から写を得る必要があったわけである。事件完結ごとに一件文書の引継を求め、記録掛(編輯掛、文書掛)におい

て編冊から行う秋田県との相違といえよう。

(二) 十八年度以降

十八年度当初の庶務課記録掛設置後の職制と記録管理の方法の変遷を追うと、まず十九年一月、庶務課が廃され総務課と内記掛（上局直隸）が置かれるが、その総務課記録掛で県史編輯、記録管理を引き継いでいる（その他「官報々告其他ノ報告書ヲ調理スル事」が増えている）。地方官官制公布後の「庁中処務細則」制定（十九年八月十一日）では文書課が新設され、「文書ノ審議立案、職員ノ進退、記録図書ノ編纂保存、統計官報ノ報告、文書ノ接受発送ニ関スル事項及官印県印管守ノ事項ニ関スル左ノ事務ヲ掌ル」として、具体的に五〇の事務があげられており、そのなかに「県史ノ編輯ニ関スル事項」「県政ニ係ル旧記録ノ蒐輯ニ関スル事項」がある。

また、この「庁中処務細則」改定では、「処務順序」が定められ、記録管理につき、次のように定めている。

(一) 決裁文書で条規例則・各大臣に稟議の事項等、すべて他日の参照とすべきものは、その文書に文書課で「要記録」と記して主務部の課長に返付する。主務の主任は写本一通をつくり文書課長に送付する（第二二、二八条）。

(二) 到達文書のうち大臣の命令書は謄本をつくって主務の部課に配布し、正本は別に保存する（第二六条）。

(三) 文書課長は各部課から送られてきた謄本を類に従い編纂する（第二九条）。

(四) 各課長は毎日その事務に属する事項の日誌を調整し県史編纂の料に供する（第三二条）。

また、十一月八日には「記録掛ニ於テ県史編纂ノ材料ニ供スル」備付簿冊として閣省院庁稟議録、本庁命令録、伺指令録、会議録、賞罰録を定めるとともに、「県史編纂ノ参考準拠トナルヘキ文書ハ総テ記録主任ニ於テ其主任ヨリ謄本ヲ求ムヘシ」としている⁽⁸⁾。このように、この時期、埼玉県では秋田県とは対照的に、県史編輯の材料という意味を含め、記録掛に写本及び日誌の作成により重要記録を集中させる動きをとっている。

しかしこれ以降、処務細則等に「県史編輯」は直接にはみられない。続く二十年五月の改正⁽⁹⁾では、庶務課記録主任が置かれ、「文書ノ保存方法ニ関スル事項」「図書ノ管守ニ関スル事項」といった記録管理の分掌はみられるが、「県史編輯」はない。あるいは「県令其他ノ編纂ニ関スル事項」とあるなかに含まれるのであろうか。この記録主任は二十一年四月に廃され、その事務は既存の文書主任に移された⁽¹⁰⁾。こうして、前述二十二年の吉田知事から小松原知事への引継を迎えることになる。小松原知事のもとの二十三年五月の文書課及び庶務課記録主任設置という庁中庶務細則改正追加⁽¹¹⁾においては、記録主任の分掌に「記録編纂及保存ニ関スル事項」がある。七月には、「左ニ記載スル文書（閣省へ進達ノ文案、閣省庁府県ヨリノ通牒等ニシテ例規トナルヘキモノ、郡長へ県報登載外ノ諸達文案、庁達文案）ハ自今庶務課ニ於テ謄写編纂候ニ付、文書課ニ於テハ

要記録ノ印ヲ捺シ主務課ニ返付シ主務課ニ於テハ処分済ノ後三日以内ニ其原本ヲ庶務課ニ廻付スヘシ」という庁達を出し、写本による重要記録の集中化という方法を継続している。

まとめと課題

以上、明治七年から二十二年頃までの、政府の命により各府県で府県史が編輯された時期を中心に、秋田県と埼玉県における記録管理と県史編輯の職制や処理規定を概観した。当時の府県は国の地方官庁であり、その職制も「県治条例」や「府県職制並事務章程」、「府県官職制」、「地方官官制」等で決められ、これらに基づいて制定される。府県史編輯についても同様で、これはあくまで「国史編輯」の一環であり、その方法も「歴史編輯例則」やその後に表示された構成等に規定されている。また、記録管理に関しては内務省による「全国記録保存事業」がある。この事業は八年四月の太政官達第六八号で記録文書の嚴重なる保存を求め、十九年三月に終了しており、本稿が対象とした年代にはほぼ合致している。

しかし、わずか二県の比較でも、課より下位の掛や分掌になると独自性があらわれてくることがわかる。記録管理や県史編輯を遂行するために設けられる職制や、その方法などにも差異がみられた。それは、両者の位置関係や業務の連関性においてもそうであった。

秋田県では、明治八年に記録管理セクションへの記録の集中化を写本から原本に転換させ、そのシステムのなかで県史編輯を継続、

一年分ごとに定期的に修史館へ進達していた。政府の命による編輯が中止された十八年七月以降もしばらくは編輯が続けられたようであるが、十九年には新任の青山県令（知事）のもと、編輯を終了するとともに、保存年限の導入を始め、さらに文書処理・記録管理のシステムが詳細に規定・整備されていった。

これに対し、埼玉県では記録管理セクションへの記録の集中度合いが秋田県に比して弱く、また、県史編輯も別の掛で行われる時期が比較的長い。これは、一年分ごとの編輯ではなく、数年分を「第○輯」というようにまとめる体裁をとったこととも関係しようが、やはり、秋田県と比較すると記録管理システム及びそれとの機能的連携が弱い感がある。また、十八年七月以降は、長期在任していた吉田県令（知事）のもとで県史編輯を継続し、それを直接の目的とした記録材料収集の対応もみられる。そして、これも秋田県とは対照的に、この時期に記録管理セクションに写本というかたちで重要記録を集中化させており、これは小松原知事のもとでも続けられている。埼玉県が「文書保存規則」を定め、保存年限を導入するのは二十九年のこととなる。

今回の秋田県公文書調査により、その記録管理・県史編輯のあり方を概観し、それと比較することにより、埼玉県でのあり方を相対化してみる事ができた。しかし、「調査の動機」に掲げた疑問・課題には全く踏み込んでいない。本稿は、記録管理と府県史編輯の職制上の位置を確認したにすぎない。たとえば、「なぜ、中止の達

以後にさらに倍近い冊数の編輯を県単独で継続したのか」という疑問を考えるためには、進達されたものと進達されなかったものとの収録内容や記述の比較、府県に残された副本及び非進達本の保存整理状況や利用の形跡を検討する必要がある。

記録管理やアーカイブズとの関係については、今回対象とした時期以降、記録管理や情報管理のあり方をさらに検討しなければならぬ（「記録管理」と書いたが、それまでの「記録」「編輯」といった名称を冠したセクション名に対し、「文書」が使われるようになるのも、府県史編輯の終了した十年代後半からである）。埼玉県で県史の後継に位置づけられた府県公報をはじめとする編輯物との比較も必要である。

ちなみに、秋田県では二十年から二十二年にかけて布達・達類を類別した「現行秋田県法規」、続いて四年から二十二年の県庁行政の沿革を部門を設けず編年体で記述した「秋田県沿革史稿」、同様に二十三、二十四年を収録した「秋田県沿革史草案」を編輯している。また、布達・布告や官省並県庁日誌などは「書籍」と位置づけられ、「秋田県史稿」は郡村誌や「現行秋田県法規」などととも「雑」の分類でこの「書籍」に組み入れられた。これらは県庁文庫に保存されたが、その一部は三十三年九月から県立秋田図書館に貸し付けられた。そのなかに「秋田県史稿」は含まれていない。

今回の秋田県公文書館での調査では、公文書課の小玉誠一郎課長、

柴田知彰氏から史料に関する貴重なご教示をいただきました。また、政岡篤次長、菊地博明氏をはじめとする同館の方々に変にお世話になりました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。

(1) 『埼玉県史料叢書』は、明治から昭和前半期のまとまった県政史料及び各時代の新出重要史料を各一〇巻ずつに翻刻刊行するものである。すでに第一巻（埼玉県史料一）、第二巻（同二）、第八巻（明治期産業土木史料）を刊行している。平成九年三月刊行予定の第三巻「埼玉県史料三」には、本稿に関連のある「職制」（明治五十二年）が収録される。

(2) 当時の県公文書には、「編輯」「編集」「編纂」のいずれの用語も用いられているが、「編輯」がもつとも頻繁に使われているので、本稿では「編輯」に統一して表記する。なお、「編輯」「編纂」は原文書を簿冊に編綴することを意味する用語としても多く使われている。

(3) 修史事業の所管官庁はその後、歴史課から八年に修史局、十年に修史館と改められた。

(4) 『法規分類大全』官職門三

(5) 秋田県、埼玉県の他、北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、愛知県、岐阜県、静岡県、京都府、島根県、山口県、長崎県などで、全部あるいは一部が残されている。

(6) 歴史編輯例則（明治七年十一月太政官達第一四七号）第一則・第八則

(7) 「石川県史料」七十一

(8) 「歴史編輯例則」は第二則で「旧幕府並三藩ノ制度・戸口・租

税・法律・会計・軍務及ヒ民俗・土風ヲ記載スル図書官私ヲ苟モ史料考証ニ供スヘキモノハ遺漏ナク搜索シテ書目ヲ録上セシム」とし、また、第五則では「山陵・御墓及ヒ歴世二関渉スル有名ノ社寺・古趾・遺跡等其所在或ハ旧記・碑文等」の掲載を求めているため、管内の民間史料も求められている。すなわち、埼玉県では八年五月第五七号達で「旧記古文書類社寺其外民間二從來所蔵候内、繪図院宣及ヒ武將鎌倉氏以下歴代徳雄長後北条上杉守護代官領主地頭等ヨリ授与スル所ノ朱黒印其他掟書制札訊問往復ノ文書等、渾テ歴世二関渉スル分撰抜シテ花押印記等無遺漏美濃紙工臨模シ、控共両通充当六月申ヲ限り」差し出すよう令達している。秋田県でも八年八月に乙九一號・九二號でそれぞれ「国史御編輯ニ付有名ノ社寺等取調ノコト」「国史御編輯ニ付史料ニ供スル書目差出ノコト」の再提出が依頼されており、これ以前に令達がなされていたことがわかる。

(9) 『北の丸―国立公文書館報―』第二号（一九七四年三月）。本稿の「府県史料」全般にかかる記述も基本的にこの論文によっている。

(10) 『埼玉県史料叢書1 埼玉県史料1』に研究・解題文献及び翻刻がまとめられている（七〇―七二ページ）。ここに掲げられている他では、大庭幸生「開拓使の修史事業―『北海道史料』の作成を中心にして―」（『北海道立文書館研究紀要』第五号 一九九〇年三月）、「宮城県史料」（『宮城県史』第三三巻）がある。

(11) 本稿の対象とする明治前期の秋田県及び埼玉県では、事案処理中のものを「文書」「公文」「書類」などと呼び、事案完結後、編冊されて保存されるものを「記録」と呼び区別しているようである。これは、両県だけのことでなく、ひろく使われた用法と思われるが（渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』一九九六年二月 北海道大学出版会）、本稿では当時の両県での用

法にあわせ、事案処理完結後の公文書の管理を「記録管理」と呼び、事案処理完結以前における收受・浄書・送達等の業務は「文書処理」と呼んで区別する。よって、「レコード・マネージメント」にあたる用法とは、ずれがある。

(12) 現代の電子媒体に対する当時の情報処理媒体を紙と筆記具であると考えれば、文書処理・記録管理は情報処理・情報管理の主要なものとしてとらえることができよう。拙稿「明治期県庁の情報処理―文書の記録化と歴史の編さん―」（本館編『彩の国さいたま史料編さんだより』三 一九九七年一月）参照。

(13) 明治二十二年十二月二十九日「知事更迭事務引継書」（埼玉県行政文書明九六六―六二）。「明九六六―六二」は本館収蔵の埼玉県行政文書の整理番号（明九六六）が簿冊番号「六二」がその中の件名番号を示す。以下、埼玉県行政文書は「明〇〇〇―〇〇〇」のように略す。

(14) 府県による編輯の中止が命ぜられた十七年段階での埼玉県令は第三代吉田清英である。吉田は薩摩藩の出身で、東京府権典事・酒田県七等出仕兼七等判事を経て、九年に埼玉県に着任、第二代白根多助県令（長州藩出身、置県時より埼玉県に着任）を権典事・書記官・大書記官として支え、十五年に県令となった。二十二年の退官後も本庄町（現本庄市）に居を構え、蚕糸業の振興などに尽くした。代わって第四代知事となった小松原英太郎は岡山県の出身で、慶應義塾に学び評論新聞編集長等を経て官途についた。前任は内務書記官。在任一年四か月で転任し、後、文部大臣・枢密顧問官などを歴任している（埼玉県編『埼玉県行政史』第一巻 一九八九年）。「埼玉県史料」は、吉田時代の二十二年十一月に十七年分まで完成、十九年分まで編輯を続けるという方針で小松原に引き継がれている。十八年以降分についてはいまのところ編輯が確認されておらず、継続されなかった可能性も高いと思われる。前述のような吉田と小松原の経歴や埼玉県との関わり等を見ると

き、編輯の継続、あるいは、打ち切りは県令（知事）の姿勢や意向、その間に公布された地方官官制による知事の職務権限や地位の違い等によるところが大きいかもしれない。「国民の生活を変革させる大事業を施行する激しい動揺期」であった十年代と「日常の継続的な安定性が必要とされてくる」二十年代（大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店 一九九四年）という時代の差異と、それに対応しようとする行政の変化が、明治九年から埼玉県に在任した吉田に十九年までの県史は必要であり、それ以降は県報でことたりると認識させ、代わった小松原はすでにその継続の必要を感じなかった、という推測も成り立つのであろうか。

(15) 明治前期の府県における文書管理については、水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（安藤・青山編注(11)前掲書所収）。また、個別府県の先行研究についても同論文にまとめられている。

(16) 『秋田県公文書館事業年報』第三号（一九九六年五月）による。
 (17) このうち、「埼玉県史料」については『埼玉県史料叢書1』に詳細な解説がある。本稿の「埼玉県史料」に関する理解は基本的にこの解説に負っている。

(18) 明治十六年分は内閣文庫にのみ残されているが、これも全分野そろってはいない。また、朱書による修正や書き込み、割印をした貼り込みによる修正が多数見られ、正式の進達本とは思われない。府県による編輯が中止された際に、草稿本が修史館に引き継がれた等の事情によるものではないかと想像される。

(19) 明一〇一六、明一〇二〇、明一九八、明八七七、明一〇一五、明一〇一七。

(20) 明一〇一一、『埼玉県史料叢書1』所収。

(21) 国立公文書館所蔵「関東六県古文書探訪日記」（請求番号2A、31-6①、誌107）

(22) 注(13)史料

(23) 「官房部 知事更迭引継書類」（明二〇三三—二）

(24) 埼玉県立浦和図書館所蔵

(25) 正本は「埼玉県史料三十四」、副本は明一〇一一、『埼玉県史料叢書1』所収。

(26) この時期の秋田県の職制については、高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号一九九五年三月）がある。今回の調査もこの論文の記述に従って調査史料を選択するなど、多くを学ばせていただいた。また、明治十年代の秋田県庁における文書行政に関する研究には、高橋美貴「処見・異見・附言——明治一〇年代「秋田県庁文書」への文書論的アプローチ」（東北大学日本文化研究施設『日本文化研究所研究報告』別巻第三十三集 一九九六年三月）がある。

(27) 明治七年「第一課諸務掛事務簿」官省府県往復 雑一番（八二四八）。「八二四八」は秋田県公文書館の整理番号。なお、同館では、この現在の整理番号の他に、県庁記録書庫に保存されていたときの整理番号もあわせて示されており参考になる。本簿冊は「六七—四五九」である。以下、秋田県公文書については（八二四八—六七—四五九）のように新旧両番号を示す。

なお、六年八月以前の課掛はその名称だけが「秋田県史料五」の「明治五年ヨリ同七年ニ至ル迄庶務・聴訟・租税・出納ノ四課各掛ノ分掌沿革」によつて知りえる。そのうちの「庶務課各掛ノ沿革」中に、記録管理を担当したかと推測される名称として、文書掛（五年三月）、編輯掛（六年二月）、常務掛（六年七月）、史録掛（六年七月）がある。

(28) 明治八年「本県達書留」乙第八番（一一〇四〇）「七三—七四」（一四—二）

(29) 明治七年明治八年「庁中規則」八年八番（一一〇四）「七三—一四—二」

(30) 注(29)簿冊 八年一九番

(31) 注(29)簿冊 八年二三番

- (32) 注(29)簿冊 八年三八番
- (33) 注(29)簿冊 八年四八番
- (34) 注(29)簿冊 八年五〇番
- (35) 注(29)簿冊 八年六七番
- (36) 明治九年明治十年「庁中規則」九年九番(一一一〇五「七三一—四三二」)。
- (37) 注(29)簿冊 八年五九番。この簿冊にとじられているものには年月日の記載がないが、「秋田県史料十」には九年一月四日施行とある。
- (38) 明治六、八年「第一課記録掛事務簿」八年三〇番「明治八年考課状概略」(八二四四「六七—四五五」)
- (39) 注(36)簿冊 九年一一番
- (40) 明治十一年「秋田県布達集」乙第一八四番(秋田県立図書館蔵)
- (41) 「秋田県史料三十」
- (42) 明治十五年「本県達留」一三番(一一〇六〇「七三—九四」)
- (43) 明治十六年至十七年「庁中令達綴」十六年八番(二〇九八一「七三—一五」)
- (44) 注(43)簿冊
- (45) 注(43)簿冊
- (46) 注(36)簿冊 十年一番
- (47) 注(43)簿冊 十六年二番。なお、引用中の「明治十一年中相達」は「秋田県史料十八」十一年一月二十二日条、「十三年中件銘簿記載方」は「同二十六」十三年八月二十日条に所収されている。
- (48) 注(43)簿冊 十六年第一五〇号
- (49) 文書処理・文書行政においても、これを所掌した庶務課と他課とのあいだで軋轢があったこと、そして、庶務課の主導でその整備が進められ、明治十年代半ばはその展開のうえでの大きな画期であったことが、高橋美貴注(26)論文で指摘されている。
- (50) 明治十八年「庁中令達綴」(二〇九八三「七三—一七」)
- (51) 注(50)簿冊
- (52) 明治十九年「庁中達」(二〇九八六「七三—二〇」)
- (53) 注(52)簿冊 一八番
- (54) 注(52)簿冊 四〇番
- (55) 注(52)簿冊 七一番
- (56) 明治二十年「庁中達」(二〇九九〇「七三—二四」) 一二五番
- (57) 明治二十二年二十三年「庁中達訓令綴」(二一〇〇〇「七三—三四」)
- (58) 埼玉県の文書管理については、原田美子「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅰ」Ⅲ(本館『文書館紀要』二、三、四一九八七年三月、一九八九三年三月、一九九〇年三月)、大村進「埼玉県立文書館」(『日本古文書学講座11 近代編Ⅲ』雄山閣出版一九七九年四月)。
- (59) 「埼玉県史料二十」(『埼玉県史料叢書3』所収)
- (60) 明治元、九年「庶務部 職制」(明九〇六一—二四)、注(59)史料
- (61) 注(20)「史誌編輯沿革 草稿」
- (62) 注(60)簿冊(明九〇六一—三七)
- (63) 注(60)簿冊(明九〇六一—六一)
- (64) 注(60)簿冊(明九〇六一—五五)
- (65) 注(60)簿冊(明九〇六一—六八)
- (66) 注(60)簿冊(明九〇六一—七八)
- (67) 注(20)「史誌編輯沿革 草稿」
- (68) 「埼玉県史料二十二」(『埼玉県史料叢書3』所収)
- (69) 注(20)「史誌編輯沿革 草稿」
- (70) 注(20)「史誌編輯沿革 草稿」
- (71) 明治十六、二十年「庶務部 職制」(明九四一の一—二七)
- (72) 注(71)簿冊(明九四一の一—六四、六五)

- (73) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―七六)
- (74) 明治三〇十年「庶務部 記録」(明一五七―五二)
- (75) 注(60) 簿冊 (明九〇六一―三三八)
- (76) 明治十四年「庶務部 救恤 記録 報告」(明四〇六一―二)
- (77) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―八三―一二)
- (78) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―一)
- (79) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―一八―一二)
- (80) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―三―三)
- (81) 注(71) 簿冊 (明九四一の一―五―六)
- (82) 明治二十一年―二十三年「庶務部 職制」(明九六六一―一〇)
- (83) 注(82) 簿冊 (明九六六一―七九)
- (84) 注(82) 簿冊 (明九六六一―九六)